

消費者庁消費者制度課 公益通報者保護制度 意見募集御担当

御中

件名 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する

民間事業者向けガイドライン」(案)に関する意見

平成28年8月6日

[氏名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2F
[電話番号]	03-6434-1125 (代表)
[職業]	
[電子メールアドレス]	nacs-teigen@nacs.or.jp

この度、民間事業者における内部通報制度の実効性の向上を図るため、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」第1次報告書等を踏まえ、各民間事業者が自主的に取組むことが推奨される事項を具体化・明確化したガイドラインを策定の御予定で、その内容に関して意見を述べさせていただきます。

- ・ (案) 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」は、1-1事業者における内部通報制度の意義、1-2経営トップの責務、1-3本ガイドラインの目的と性格について明確に簡潔に明文化されており評価いたします。
- ・ 1-1 事業者における内部通報制度の意義について

公益通報者保護法は、消費者保護の観点から問題提起され法制化されました。

内部通報制度の意義を改めて捉え直し、「消費者、取引先、従業員、株主・投資家、債

権者、地域社会等を始めとするステークホルダーからの信頼獲得に資する」ことが明確化されたことを評価します。

・ 2-1 通報窓口の利用者の範囲の拡充について

通報窓口の利用者の範囲を従業員（契約社員、パートタイマー、アルバイト、派遣社員を含む）のほか役員、子会社・取引先の従業員、退職者等と広げられ、明確にされたことを歓迎いたします。これまで相談窓口で退職者やパートタイマーからの相談がかなりあり、的確な対応ができませんでしたので今回の設定は歓迎です。

・ 2-1利益相反関係の排除について

本制度の信頼性及び実効性を確保するため、当然のことです。明文化されたことを評価いたします。

・ 2-3第三者による検証・点検等について

通報対応の状況について、中立・公正な第三者による検証・点検等を行い、調査・是正措置の実効性を確保することが望ましい、とありますが、「望ましい」ではなく、義務付けが必要と考えます。ここは「中立・公正な第三者による検証・点検等を行い、調査・是正措置の実効性を確保すること」とすべきです。

・ 3-1秘密保持の重要性について

通報者等の保護として、通報に係わる秘密保持の徹底は重要なことです。5項目を明文化されたことを評価いたします。

・ 3-2 解雇・不利益取り扱いの禁止について

通報者が通報したことにより解雇・不利益扱いの禁止があります。通報者の不利益取り扱いをしてはならないとありますが、通報者を守ることはこの公益通報者保護法が成果を上げるにはとても重要課題です。

・ 4-22 (ステークホルダーへの情報提供)

同様の観点から、ステークホルダーへの積極的な情報提供が実効されることを期待します。

・ おわりに

「公益通報者保護法」並びに「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」について消費者教育の一環として、広く国民に周知徹底されることを期待します。

あわせて、「通報に係わる秘密保持の徹底」「利用者の範囲の拡充」などについて、公益通報者保護法に反映されていくことも期待いたします。

以上